## 平成27年度決算

# 長浜市財政白書

平成29年3月 長浜市総務部財政課

## はじめに

長浜市の財政を取り巻く状況は、現下の経済状況の悪化の影響で非常に厳しいものとなっています。また、平成22年1月の1市6町合併により財政規模が増大していることから、合併基本計画等に基づき、同規模団体程度の規模に縮小していく必要があります。

今後、市税や地方交付税をはじめとした一般財源が減少していく中で、多様化・複雑化する 行政ニーズに的確に応えていくためには、これまで以上に財源を確実に確保するとともに、行 財政の健全化・合理化を推進するなど、安定した財政基盤の確立と健全な財政運営の推進を図 ることが必要です。

さらに、長浜市の財政状況については、市民の皆さんと共有していくことが必要です。

このため、平成27年度の決算状況について、市民の皆さんにお知らせするために「長浜市財政白書」を作成しました。

この財政白書により、市民の皆さんの本市行財政運営に対するより一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。



## く目次>

I 平成27年度決算の概要 1 財政白書とは 2 会計の決算統計上の分類 3 長浜市の決算状況	P1 P1 P1	IV 地方債の状況 1 地方債残高 2 県内他市との比較(地方債残高)	P12 P12
II 歳入の状況 1 歳入の構造 2 市税	P2 P4	V 債務負担行為額の状況 1 債務負担行為額 2 県内他市との比較(債務負担行為額)	P13 P13
<ul><li>3 県内他市との比較(市税収入額)</li><li>4 地方交付税</li><li>5 県内他市との比較(地方交付税)</li></ul>	P4 P5 P5	VI 基金の状況 1 基金残高 2 県内他市との比較(基金残高)	P14 P14
Ⅲ 歳出の状況 1 目的別経費 2 性質別経費 3 人件費	P6 P7 P9	Ⅷ 主な財政指数 1 経常収支比率 2 財政力指数	P15 P15
4 県内他市との比較(人件費) 5 投資的経費 6 県内他市との比較(投資的経費) 7 公債費 8 県内他市との比較(公債費)	P9 P10 P10 P11 P11	<ul><li>▼ 健全化判断比率・資金不足比率</li><li>1 地方公共団体財政健全化法</li><li>2 対象とする範囲</li><li>3 実質赤字比率</li><li>4 連結実質赤字比率</li><li>5 実質公債費比率</li><li>6 将来負担比率</li><li>7 資金不足比率</li></ul>	P16 P16 P17 P17 P17 P18 P18

- \* この財政白書では、市民一人あたりの分析には、平成25年度以前は3月31日現在、平成26年度以降は1月1日現在の住民基本台帳 人口を用いています(※国の調査期日等の変更にあわせて、平成26年度から時点を変更しました)。
- \* 平成24年7月の住民基本台帳法改正により、外国人が住民基本台帳の登録対象となったことから、平成24年度から市民一人あたりの分析数値が減少しています。
- \*表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない個所があります。
- \* 平成17年度は、長浜市、浅井町、びわ町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の決算額の合計、平成18年度から平成21年度は、長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の決算額の合計です。

## I 平成27年度決算の概要

## 1 財政白書とは

〇財政白書は、長浜市の財政状況をわかりやすく紹介した資料で、長浜市の 家計簿の役割を果たしています。

決算はいわば「まちの家計簿」、やりくりの結果です。市民の皆さんからの税金や 国・県からの補助金などがどれくらい入り、どのような目的で使われたかを広く知って いただくとともに、時代のニーズに対応した柔軟で効率の良い行財政システムを構築す るための議論の資料として、この財政白書を作成しました。

#### 2 会計の決算統計上の分類

〇地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されていますが、全国 的に使われている共通ルールでは、普通会計と公営事業会計とに区分して 整理します。

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に 区分されています。しかし、地方公共団体は、独 自の判断で条例によって特別会計を設置すること ができることから、一般会計で経理する事務事業 の範囲が一様ではありません。このため、経理す る事務事業の範囲を一致させて、比較できるよう にした統計上の会計区分が普通会計と公営事業会 計です。

一般行政部門の会計は普通会計として整理されていることから、本紙では普通会計を中心として、 平成27年度の決算状況を紹介していきます。

T			
L	一般会計	普通会計	
		公宮	営事業会計
			国民健康保険会計
	特別会計		後期高齢者医療保険会計
			介護保険会計 等
			公営企業会計 (病院•下水道等)

#### 3 長浜市の決算状況

〇長浜市の平成27年度普通会計の決算は、歳入が557億円、歳出が 533億円で、実質収支は16億2千万円の黒字となりました。

長浜市の平成27年度普通会計の決算は、歳入が557億円で前年度比5.1%の減、歳出が533億円で前年度比6.4%の減でした。歳入と歳出の差額から、翌年度へ繰り越した事業の財源を除いた実質収支は、16億2千万円の黒字となりました。

(単位:百万円)

区分	長浜	大津	彦根	近江八幡	草津	守山	栗東
歳入決算額	55,733	117,206	42,779	39,036	47,792	28,534	23,587
歳出決算額	53,297	115,292	41,670	37,943	46,771	27,455	23,049
歳入歳出差引額	2,436	1,914	1,109	1,093	1,021	1,078	538
翌年度繰越財源	816	554	275	443	577	472	50
実質収支	1,620	1,360	833	650	444	606	488

(単位:円)

市民1人当たり歳出額 440,486 336,685 369,459 461,266 358,716 338,559 340,442

(単位:百万円)

区分	甲賀	野洲	湖南		東近江	米原
歳入決算額	38,118	24,804	20,911	29,016	51,489	20,677
歳出決算額	37,168	24,260	20,451	27,649	49,694	19,720
歳入歳出差引額	950	544	460	1,366	1,795	957
翌年度繰越財源	188	41	122	117	377	96
実質収支	762	502	338	1,250	1,418	861

(単位:円)

市民1人当たり歳出額 403,146 477,215 372,909 542,065 430,979 494,438

## Ⅱ 歳入の状況

#### 1 歳入の構造

〇市税収入が地方交付税を下回っています。(県内では高島市、長浜市のみ) 〇自主財源比率は38%で前年度と同規模程度となっています。

長浜市の平成27年度歳入決算額は557億円で、構成割合は、市税30%をはじめ、地方交付税31%、国庫・県支出金18%になっています。

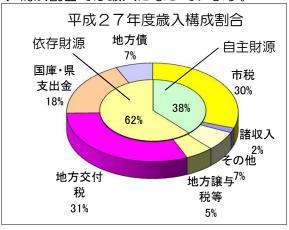
歳入の根幹をなす市税は、給与所得の増加により個人市民税は増加したものの、税率 改正や主要法人の減益減収により法人市民税が減少し、評価替により固定資産税が減少 したため、市税全体で前年度比2.9億円の減となりました。また、地方債についても 建設事業債や臨時財政対策債の減少により前年度比17.3億円の減となっています。

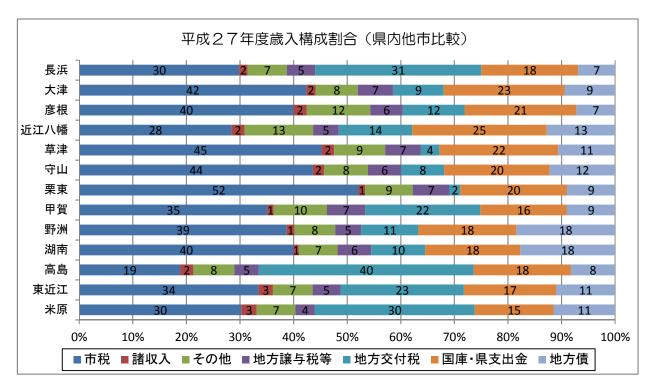
平成27年度の自主財源の割合は、38%と依然として低い水準にあります。一方、依存財源である地方交付税は31%を占めており、構成割合では最大になっています。

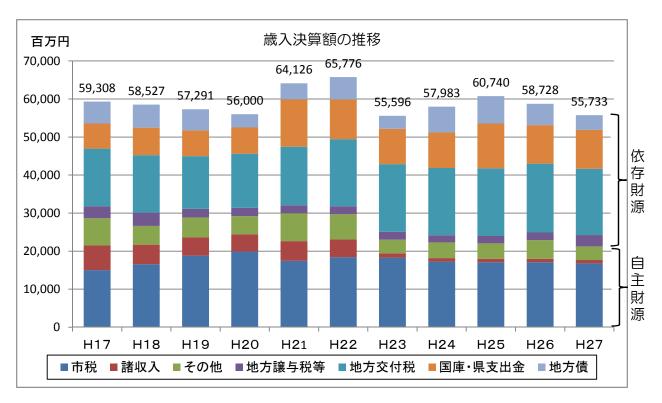
今後は、普通交付税の合併算定替の縮減が進んでいくことから、交付税に依存しない自立した財政運営が求められています。

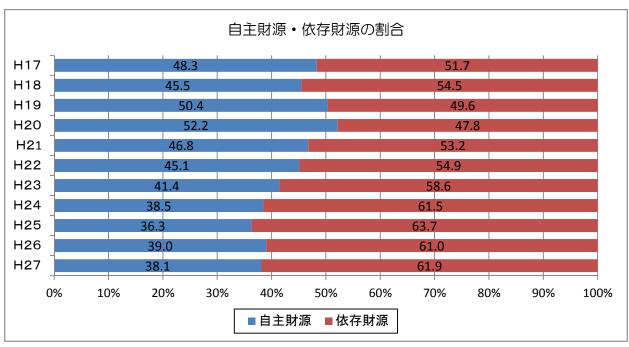
(単位:百万円)

区分	H17	H22	H27
市税	15,036	18,424	16,804
諸収入	6,479	4,627	888
その他	7,139	6,638	3,566
地方譲与税等	3,167	2,136	2,969
地方交付税	15,123	17,621	17,448
国庫・県支出金	6,606	10,443	10,183
地方債	5,757	5,887	3,875
歳入総額	59,308	65,776	55,733











○市税 市民の皆さんに納めていただく市民税や固定資産税など 主 ○諸収入 市が受託した事業の収入や預金利子など 財 ○その他 前年度の繰越金、施設等の使用料、各種手数料など 源 〇地方譲与税等 国税の一部が使途を決めて地方公共団体に配分されるお金 依 存 〇地方交付税 国税の一部が使途を決めずに地方公共団体に配分されるお金 財 ○国庫・県支出金 特定の目的の財源として、国や県から交付されるお金 〇地方債 市が国や金融機関などから借り入れるお金 〇自主財源 市税や使用料のように市が自ら決定し、収入されるお金 ○依存財源 国や県から定められた額を交付される収入

#### 2 市税

〇市税の収入は、歳入の3割を占める重要な財源です。平成27年度の税収 は、前年度比2.9億円の減となりました。

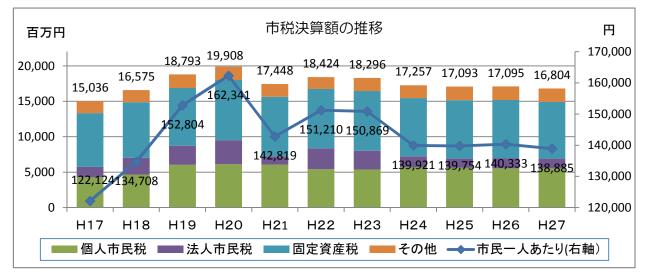
〇市民一人あたりの市税収入額は、県内市平均より低い水準にあります。

市税収入は、景気の回復や税制改正の影響等により、平成20年までは増加傾向にあり

ましたが、平成21年度は、世界的な経済状況の悪化の影響により、法人市民税が大きな減収となりました。その後、平成22、23年度には、一部企業の業績回復によりやや増収になったものの、平成24年度以降は、景気の低迷による法人市民税の減少等により、市税決算額はやや低調に推移しています。

		(単位	: 百万円)
区分	H17	H22	H27
個人市民税	4,276	5,430	5,546
法人市民税	1,461	2,926	1,363
固定資産税	7,586	8,380	8,013
その他市税	1,713	1,689	1,882
市税総額	15,036	18,424	16,804
一人あたり(円)	122,124	151,210	138,885

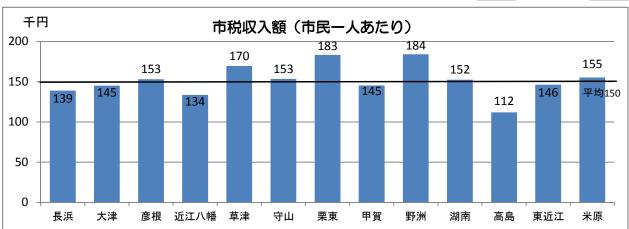
※一人あたりの県内市平均 150,223円



#### 3 県内他市との比較(市税収入額)

長浜市の市民一人あたりの市税収入額は、平成27年度で13万 9千円となっており、低い方から3番目となっています。





#### 4 地方交付税

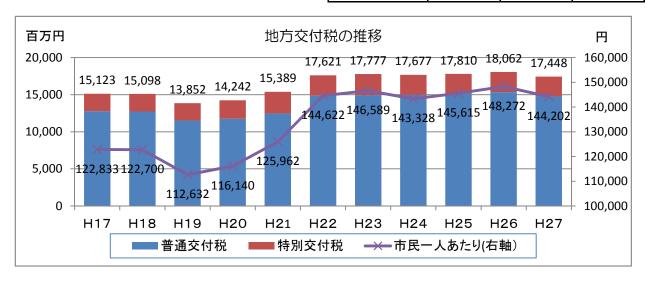
- 〇地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に区分されます。
- 〇地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む 住民にも標準的な行政サービスを提供できるようにするものです。

長浜市の平成27年度の地方交付税額は174億5千万円でした。普通交付税は合併特例措置制度により、本来受け取れる額より多く(平成27年度は約38億円)

交付されており、平成27年度から徐々に減少していく制度となっています。また、歳入に占める割合は31%で、地方交付税に頼らざるを得ない財政体質となっています。

		(十四	/2/3/
区分	H17	H22	H27
普通交付税	12,783	14,862	14,772
特別交付税	2,341	2,759	2,676
交付税総額	15,123	17,621	17,448
一人あたり(円)	122,833	144,622	144,202

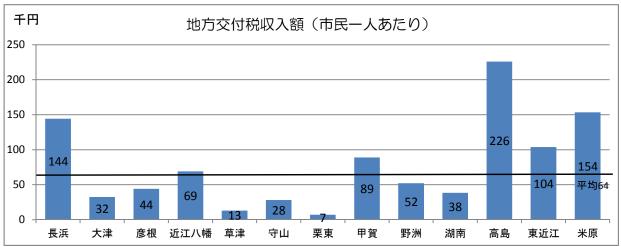
(単位:百万円)



## 5 県内他市との比較(地方交付税)

長浜市の市民一人あたりの地方交付税税収入額は、平成27年度で14万4千円となっており高い方から3番目ですが、上位の市はいずれも合併による特例措置により高くなっています。地方交付税制度では、市税収入が高い自治体ほど地方交付税収入は低くなります。





## Ⅲ 歳出の状況

## 1 目的別経費

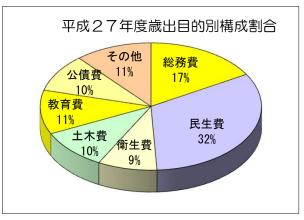
- ○歳出を目的別に分類すると、市の予算がどの分野にどれだけ配分されているかがわかります。
- 〇平成27年度は、民生費、総務費の割合が高くなっています。

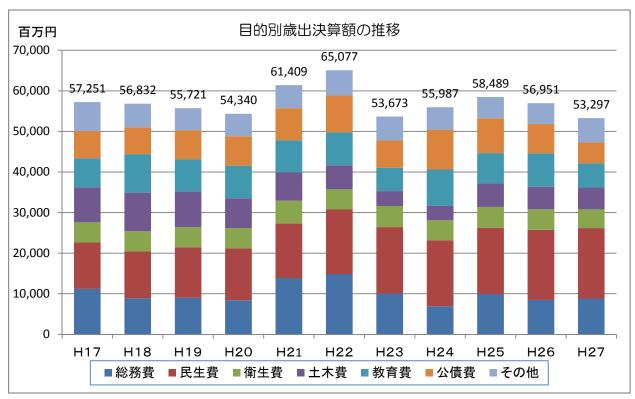
地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費などに分けられます。

長浜市における平成27年度歳出決算額は533億円で、その目的別構成割合は、民生費32%、総務費17%、教育費11%の順になっています。平成27年度は、しょうがい者自立支援給付事業や国民健康保険特別会計への繰出金が増加したことにより民生費が、また、将来の財政需要に備えるため、公共施設等整備基金、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金、公共施設等保全整備基金等の積立金が増加したことにより総務費が増加しました。

(単位:百万円)

区分	H17	H22	H27
総務費	11,201	14,875	8,840
民生費	11,438	15,877	17,346
衛生費	4,954	4,971	4,615
土木費	8,640	5,945	5,398
教育費	7,171	8,129	5,964
公債費	6,740	9,050	5,124
その他	7,108	6,231	6,010
歳出総額	57,251	65,077	53,297





## 2 性質別経費

- ○歳出を性質別に分類すると、市の財政構造がわかります。
- 〇歳出総額の中では、義務的経費・投資的経費ともに減少しました。

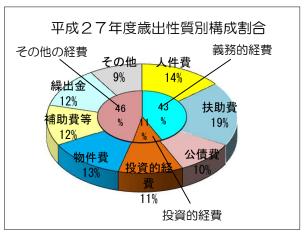
地方公共団体の経費は、その性質によって、義務的経費、投資的経費、その他の経費に大きく分けることができます。

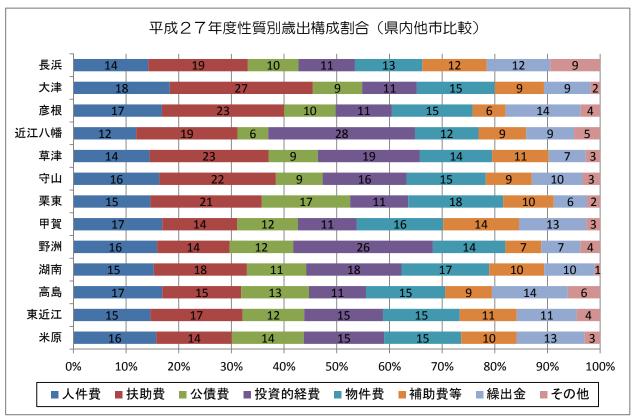
長浜市における平成27年度歳出決算額は533億円で、その性質別構成割合は、扶助費19%、人件費14%、物件費13%の順になっています。

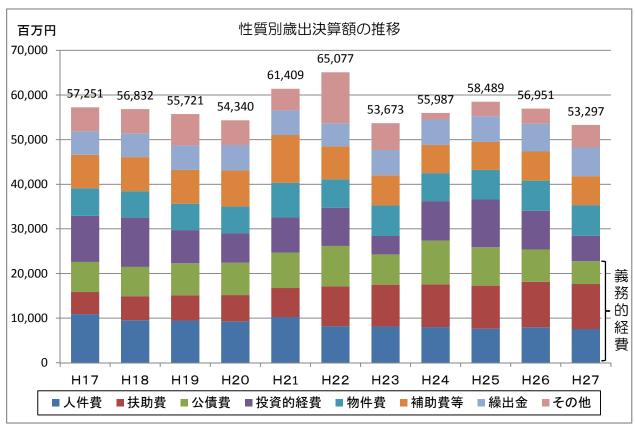
扶助費は、臨時福祉給付金等の減少により平成27年度は減少しましたが、依然100億円を超えており、今後も増加傾向にあります。一方、人件費は、平成26年度は退職者が多く増加したものの平成21年度以降は減少傾向にあり、公債費についても計画的な繰上償還の実施により3年連続で減少しています。

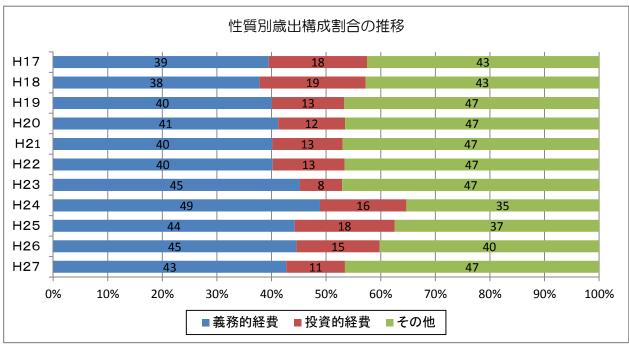
(単位:百万円)

区分	H17	H22	H27
人件費	10,910	8,224	7,581
扶助費	4,956	8,900	10,072
公債費	6,740	9,050	5,124
投資的経費	10,308	8,564	5,712
物件費	6,170	6,360	6,822
補助費等	7,512	7,371	6,503
繰出金	5,299	5,234	6,423
その他	5,358	11,375	5,060
歳出総額	57,251	65,077	53,297











職員の給与や市議会議員の報酬など人にかかる経費 〇人件費 務 高齢者、しょうがいのある方、児童などを援助するための経費 ○扶助費 的 ○公債費 市が借り入れた市債(市の借金)の元金や利息の返済に要する経費 経 〇投資的経費 施設の建設や道路の新設などの社会資本の整備にかかる経費 ○物件費 臨時職員の賃金、旅費、委託料などの消費的な経費 各種団体に対する補助金や交付金、一部事務組合への負担金等 ○補助費等 ○繰出金 特別会計に移動されて支出される経費 ○その他 維持補修費、積立金、貸付金など

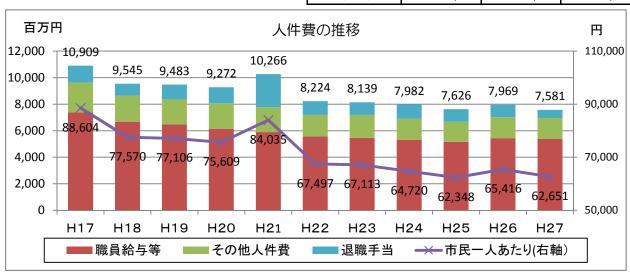
## 3 人件費

- 〇退職者数の減少による退職手当の減少や職員の平均給与額の減少による給料の減少により前年度比3億9千万円の減となりました。
- 〇引き続き、総人件費の縮減に努めていくこととしています。

人件費は、職員給、退職手当、委員報酬、議員報酬などから構成されています。 本市における人件費の平成27年度決算額は76億円で、歳出に占める割合は14% となっています。

今後も、定員の適正な管理や給与制度の見直し等による総人件費の縮減に努めていきます。

		(単位	立:百万円)
区分	H17	H22	H27
人件費	10,910	8,224	7,581
一人あたり(円)	88,604	67,497	62,651

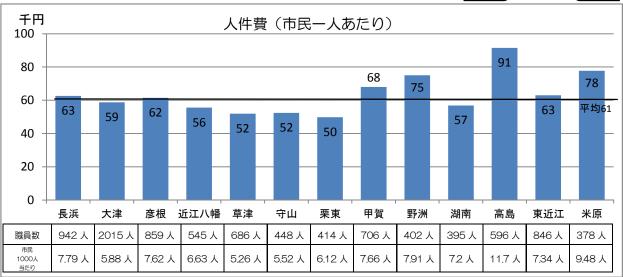


	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
職員数	1.199	1.156	1.115	1.075	1.026	1.008	983	952	941	932	942	【単124:人)

## 4 県内他市との比較(人件費)

長浜市の市民一人あたりの人件費は、平成27年度で6万3 千円となっています。合併をした市は、概して人件費が高く なっており、人件費の適正化を図っていく必要があります。





#### 5 投資的経費

- ○投資的経費は、公共施設等の建設や災害復旧の費用です。
- 〇新庁舎整備事業や認定こども園整備事業等の大型建設事業の終了により、 29億6千万円の減となりました。

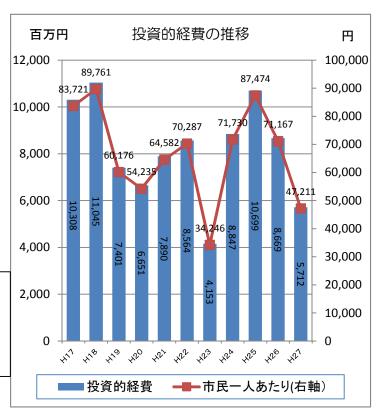
投資的経費は、公共施設、公用施設の建設に関する普通建設事業費、 台風や地震等の災害による被害を復旧に関する災害復旧事業費などから構成されています。

本市における投資的経費の平成 27年度決算額は57億円で、歳出 に占める割合は11%となっていま す。平成27年度は、新庁舎整備事 業や認定こども園整備事業等の大型 建設事業が終了したことから、大幅 に減少しました。

今後も地域経済の活性化や経済基 盤整備にかかる事業に間断なく取り 組んでいきます。

#### 平成27年度主な投資的経費

(単位:千円) 長浜駅周辺整備事業 1,016,500 防災行政無線整備事業 688,483 公民館整備事業 295,578 豊公園整備事業 250,393

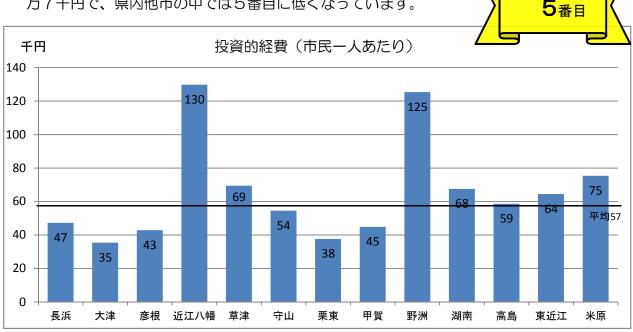


(県内他市中順位)

低い方から

## 6 県内他市との比較(投資的経費)

長浜市の市民一人あたりの投資的経費は、平成27年度で4万7千円で、県内他市の中では5番目に低くなっています。



## 7 公債費

- 〇公債費は、地方債(市の借金)を返済する費用です。
- 〇平成27年度についても、計画的な繰上償還の実施により、一層の財政健 全化に向けた取組を進めました。

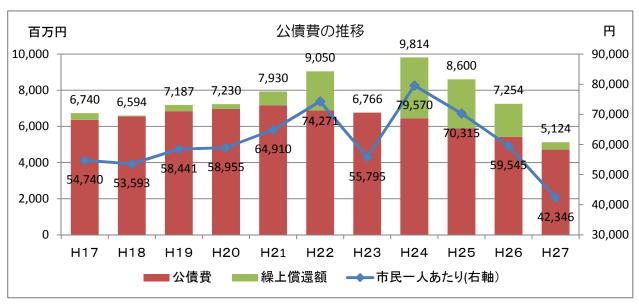
公債費は、公共施設の建設や道路の整備など、社会資本の整備に充てるために借り入れた地方債(市の借金)を返済する費用のことです。

長浜市では、これまで市債を有効かつ適正に活用することで、各種の社会資本を円滑に整備していますが、返済にかかる将来の負担も考慮しなければなりません。

こうしたことから、平成27年度も 引き続き4億1千万円の計画的な繰上 償還を行い、市債残高の軽減をはかる ことができ、財政健全化を進めること ができました。

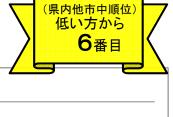
		(半)	<u> </u>
区分	H17	H22	H27
公債費	6,740	9,050	5,124
一人あたり(円)	54,740	74,271	42,346

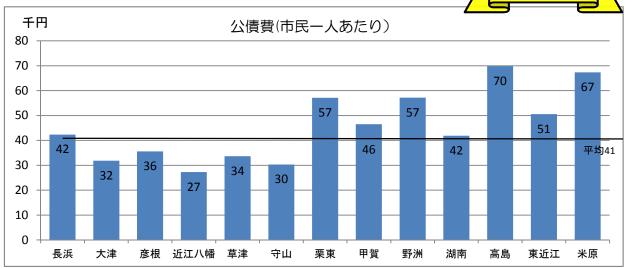
(畄位・五万四)



#### 8 県内他市との比較(公債費)

長浜市の市民一人あたりの公債費は、繰上償還の実施により 平成27年度で4万2千円となっています。今後も地方債残高 を減少させるため、計画的な繰上償還を実施していきます。





## Ⅳ 地方債の状況

#### 1 地方債残高

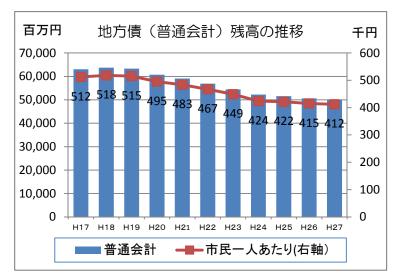
- 〇地方債=市の借金(ローン)です。
- 〇公共施設などの整備が進める一方で、将来の返済を考えた適正な管理が必要です。

地方債は、一般家庭で言えば借金(ローン)に当たり、この地方債を発行することを起債と言います。

公共施設を建設する場合などは 多額の費用を必要とするので、市 債により借り入れを行います。こ れには、財源を補う目的のほか に、公共施設は現在だけでなく将 来の世代も利用するものなので、 将来世代にも広く負担してもら い、世代間の公平を図るという意 味もあります。

普通会計の地方債残高は平成 18年度をピークに減少してお り、平成27年度についても繰上 償還を行い、より一層の財政健全 化に向け取り組んでいます。

平成27年度末における長浜市 全会計の地方債残高は、1,147 億8千万円です。



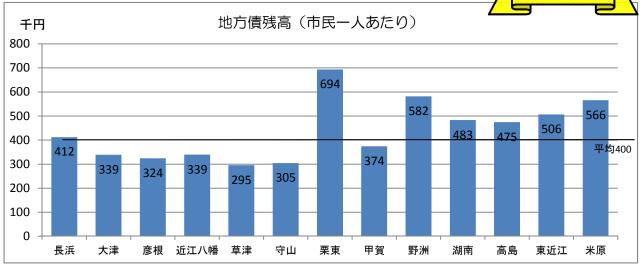
(単位:百万円)

区分	H27
普通会計	49,890
公共下水道会計	43,144
病院会計	13,436
その他	8,313
計	114,783

## 2 県内他市との比較(地方債残高)

長浜市の市民一人あたりの普通会計の地方債残高は、平成27年度で41万2千円で、県内他市の中では7番目に高くなっています。

(県内他市中順位) 高い方から **7**番目



## V 債務負担行為額の状況

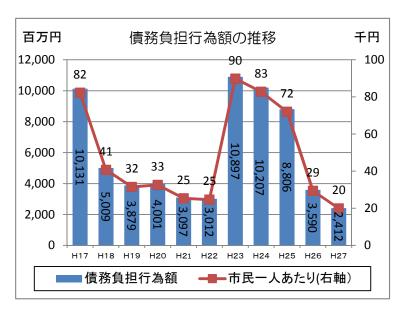
#### 1 債務負担行為額

- ○債務負担行為額とは、将来の支出を約束した経費のことです。
- 〇債務負担行為額の増加は、将来の長浜市の財政運営に大きく影響してきます。

地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。工事等を行う場合、この一会計年度内に契約をして、工事を終え検査を済ませることが原則です。しかし実際には、一会計年度内に終わらない工事もありますし、長期にわたる資産形成を行う場合もあります。

このようなときに、翌年度以降 に地方公共団体の支出を義務づけ る行為を、債務負担行為と言いま す。

長浜市における債務負担行為額は、平成27年度で24億1千万円となっています。



(県内他市中順位) 低い方から

東近江

1番目

平成27年度 債務負担	旦行為額の内訳		(単位:千円)
社会福祉•医療	464,880	土地改良	129,689
商工•観光	110,103	都市計画	61,454
教育•文化	1,293,338	防災	29,536
その他	323,318		

## 2 県内他市との比較(債務負担行為額)

千円

80

60

40

20

長浜

大津

長浜市の市民一人あたりの債務負担行為額は、平成27年度で 2万円で、県内他市の中では、一番低くなっています。

近江八幡 草津



甲賀

野洲

湖南

栗東

守山

## VI 基金の状況

## 1 基金残高

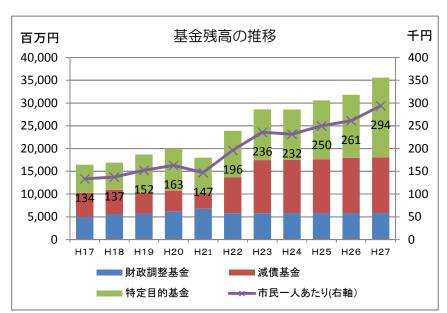
- ○基金=市の預金です。
- 〇備えあれば憂いなし。公共施設の整備やまちづくりなどのために、計画的 に基金を積立てていくことが大切です。

基金は、一般家庭の預金に当たるもので、年度間の財源調整を図るための「財政調整基金」、市債(市の借金)の「減債基金」、特定の事業(緑化や福祉、文化振興など)に充てるための「特定目的基金」の3種類があります。

安定的な財政運営を進めるためには、特に財政調整基金(家庭で言えば、いつでも自由に使える普通預金)を計画的に確保する必要があります。

長浜市における平成27 年度末の基金残高は、

355億6千万円 となっています。



(単位:百万円)

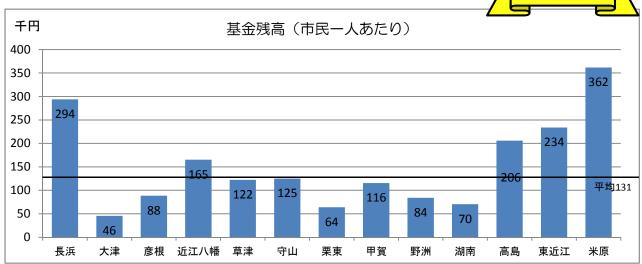
区分	H17	H22	H27
財政調整基金	4,988	5,799	5,846
減債基金	5,270	7,926	12,215
特定目的基金	6,180	10,173	17,501
計	16,438	23,897	35,563

## 2 県内他市との比較(基金残高)

長浜市の市民一人あたりの基金残高は、平成27年度で29万4 千円で、県内他市の中では、2番目に高くなっています。

基金

(県内他市中順位) 高い方から 2番目



## Ⅶ 主な財政指数

\*合併前の年度において、算定できない財政指数があります。

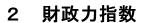
## 1 経常収支比率

## 地方公共団体の財政にどれだけ自由に 使えるお金があるのかを示す指標

経常収支比率とは、経常的な経費(人件費・扶助費・公債費などの毎年継続して支出される経費)が、経常的な一般財源(市税・地方交付税など毎年度収入があり、使い道を制限されずに自由に使うことのできる財源)に占める割合を見る指標です。

この比率は、財政構造の弾力性を測るのに用いられ、数値が低いほど、急な支出に対応しやすいことを示しています。

平成27年度決算では、84.1%となっており、県内市平均を下回っています。

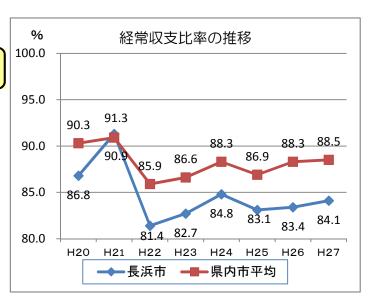


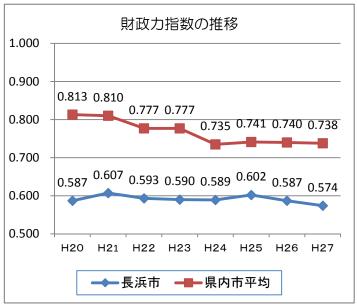
## 標準以上の行政サービスを提供できる 余裕財源があるのかを示す指標

基準財政収入額(地方公共団体の標準的な一般財源収入額として算定した額)を基準財政需要額(地方公共団体が標準的な行政サービスを行うために用意しなければならない財源)で割った数値で、過去3年間の平均値を用います。

この指数が1を超える団体は、普通交付 税の交付を受けていない財政力の豊かな団 体であるといえます。

平成27年度決算では、O. 574となっており、県内市平均を下回っています。





## Ⅲ 健全化判断比率・資金不足比率

#### 1 地方公共団体財政健全化法

- 〇市は、毎年度、健全化判断比率等を公表する必要があります。
- 〇健全化判断比率が一定以上悪化した場合は、財政健全化計画・財政再生 計画の策定等が義務付けられました。

平成19年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴い、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)と公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

また、健全化判断比率が一定以上悪化した場合は、財政健全化計画・財政再生計画 (資金不足比率の場合は経営健全化計画)の策定が義務付けられ、財政の早期健全化 や再生についての制度が整備されました。

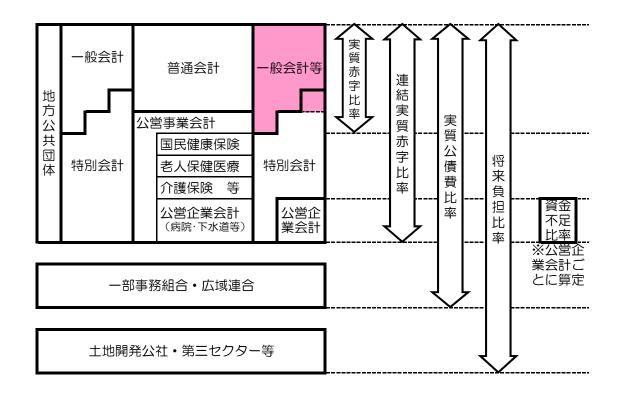
以下では財政健全化法に基づき、平成27年度決算を用いて算定した健全化判断比率・資金不足比率について、紹介していきます。

#### 2 対象とする範囲

- 〇実質公債費比率や将来負担比率は、地方公共団体以外の団体における債務に対する負担も算定します。
- ○今後、総合的な財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

健全化判断比率の対象となる範囲は、下図のとおりです。

実質公債費比率や将来負担比率は、一部事務組合や地方公社・第三セクター等への 債務についても算定基礎に含まれることから、今後は、これらを含めた総合的な財政 の健全化に取り組んでいく必要があります。



## 3 実質赤字比率

〇福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程 度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標

地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則ですが、 歳入が歳出に不足すると赤字が発生します。これを解消できないと翌年度に繰り越さ れますが、翌年度においてもその分の赤字が解消できないと更に繰り越され、赤字額 が累積していくことになります。

この赤字の程度を示すのが「実質赤字比率」です。

	実質赤字比率
平成27年度	_
早期健全化基準	11.60
財政再生基準	20.00

## 4 連結実質赤字比率

〇全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を 指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示す指標

地方公共団体の会計は、一般会計や特別会計のように、複数の会計に分かれています。しかし、会計が分かれていても地方公共団体としての法人は一つですから、ある会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、全体としては、財政状況がいいとは言えません。

そこで、それぞれの会計の赤字と黒字を合 算して、その団体全体の赤字の程度を示すの が「連結実質赤字比率」です。

	連結実質赤字比率
平成27年度	_
早期健全化基準	16.60
財政再生基準	30.00

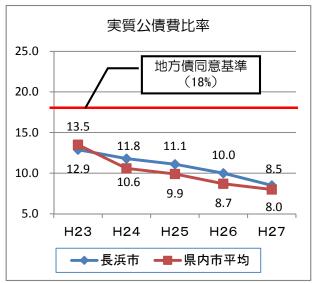
## 5 実質公債費比率

○借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、地方公共団体 における公債費等による財政負担の度合いを判断する指標 ○起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる指標

一般会計等の公債費は、当然、一般会計等の義務的な負担になりますが、公営企業等他の会計の公債費に対して一般会計等から繰り出す経費や、一部事務組合等により整備した施設に係る負担金なども一般会計等の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費 も公債費に加算し、実質的な公債費を算出 して指標化したものが「実質公債費比率」 です。

平成26年度	10.0
平成27年度	8.5
早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0



## 6 将来負担比率

〇地方公共団体の地方債や債務負担行為などの現時点で残高の程度を指標 化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標

地方公共団体が将来支払っていく負債には、一般会計等の地方債残高のほか、債務 負担行為や公営企業等他の会計の地方債残 高のうち一般会計等が負担するもの、ある いは、一部事務組合等により整備した施設 に係る地方債のうち、その団体の負担分な どがあります。

また、土地開発公社や第三セクター等の 負債のうち、地方公共団体がその損失の補 償をする契約をしているものについても、 公社等の経営状況によっては、将来負担し なくてはならないことがありえます。

こうしたものも含め、現時点で想定される将来負担の程度を指標化したものが「将来負担比率」です。

なお、この将来の負担額の計算にあたっては、将来負担額に充てることができる基金などは、控除することとしています。



平成26年度	_
平成27年度	_
早期健全化基準	350.0

## 7 資金不足比率

〇公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す指標

公営企業の経営状況を、公営企業の料金 収入に対する資金不足規模で表したのが資 金不足比率です。この比率が高いほど、料 金収入で資金不足を解消するのが難しくな り、公営企業として経営状況に問題がある ことになります。

なお、資金不足額を計算する場合には、 将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し 引くこととしています。

平成27年度	資金不足比率
病院事業	_
老人保健施設事業	_
公共下水道事業	_
農業集落排水事業	_
簡易水道事業	_

	経営健全化基準	20.0
--	---------	------



- 〇長浜市の健全化判断比率・資金不足比率は、いずれも早期健全化 基準を下回っていますが、財政運営上問題がないということでは ありません。
- 〇このため、現下の厳しい財政状況を踏まえ、行政改革を推進する など、引き続き、効率的で持続可能な財政への転換を図っていく ことが必要です。

